

障がいに関するご相談はお気軽に！

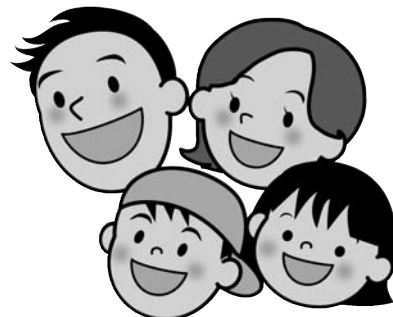
松前町の障がいがある方を対象としたサービス

松前町では、障がいがある方のための各種取り組みやサービスを行っています。

障がいの種類や程度により利用できるサービス内容が異なりますので、詳しくは役場福祉課へお気軽にお問い合わせください。

障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）

障害福祉サービスは、障がいの種類や程度、サービスの利用に関する意向及び「サービス等利用計画案」などを踏まえ、支給決定が行われます。



サービス種類	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ及び食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者などで、常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ及び食事の介護など、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に、移動の援護などの外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ及び食事の介護などを行うとともに創作的活動や生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ及び食事の介護などを行います。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活などができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などで就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業などで就労が困難な方に、生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

地域生活支援事業

市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

サービスの種類	内容
成年後見制度利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である方を対象に、費用を助成します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能などの障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある方などに対し、自立生活支援用具などの日常生活用具給付または貸与を行います。 【日常生活用具の例】 特殊寝台、入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、埋込型人工喉頭用人工鼻 など
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出するための支援を行います
地域活動支援センター	障がいのある方に、創的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進などの便ぎを図ります。

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療に、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度で、次の3つにされます。

医療の種類	対象者
精神通院医療	精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する方
更生医療	身体障害者手帳の交付を受け、その障がいを除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる方（18歳以上）
育成医療	身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる児童（18歳未満）

補装具費

障がいのある方の身体機能を保管、代替する用具について購入または修理にかかる費用を補装具費として支給します。

補装具の例	義肢（義手、義足）、装具（下肢、靴型、体幹、上肢）、盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、起立保持いす、歩行器、歩行補助杖、重度障害者用意思伝達装置 など
-------	--

利用者の所得に応じて、各サービスごとに自己負担が設定されています。サービスの内容や利用方法などお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉課 ☎ 42 - 2640